

中津市中山間地域活性化支援事業（提案型）補助金審査の概要

「中津市中山間地域活性化支援事業（提案型）補助金」の審査は、審査会にて行います。

申請書類の内容から下記審査項目について評価点を採点し、総合的な観点から補助金の交付対象とする事業を決定します。

1. 審査項目

審査項目	審査内容
1. 事業の的確性	旧下毛地域内の地域及び経済の活性化を図ることに寄与し、その効果が期待できる事業であるか。
2. 事業の公益性	特定の個人又は団体のみが受益者とならない事業であるか。
3. 事業の計画性や実現性	事業計画が具体的で実現性があり、計画を適切に行い、それを確実に実行できる事業であるか。 法律等で制約を受ける部分はないか。
4. 適正な予算	提案内容に照らして適正な予算が計上されており、積算根拠が明確であるか。
5. 事業の継続性	取り組みが継続し、近い将来自立・自走する見込み、または市の事業の推進が見込められる事業であるか。
6. 事業実施能力	申請者には、事業実施に必要な知識、技術、体制等が整っており、役割分担等が明確であるか。
7. 事業の独自性、先駆性	事業内容に工夫が見られ、他の団体が実施していない事業や先駆性のある事業であるか。

2. 審査基準

審査は申請書類の確認及び面接後に行います。補助事業の決定は採点結果等を考慮し、審査会にて決定します。

【採点基準】

区分	評価
s	非常に優れている
a	優れている
b	妥当である
c	やや不十分である
d	不十分である

【各評価項目の重み付け】

評価項目	係数	s (5点)	a (4点)	b (3点)	c (2点)	d (1点)
1. 的確性	4	20	16	12	8	4
2. 公益性	3	15	12	9	6	3
3. 計画性や実現性	4	20	16	12	8	4
4. 適正な予算	2	10	8	6	4	2
5. 継続性	3	15	12	9	6	3
6. 事業実施能力	2	10	8	6	4	2
7. 独自性、先駆性	2	10	8	6	4	2

3. 補助金申請額の審査

交付する補助金額について、要綱に定める上限額の範囲内で申請額の妥当性及び補助する額を審査します。